

# 公益財団法人苫小牧市体育協会加盟団体負担金取扱要綱

(目的)

第1条 公益財団法人苫小牧市体育協会は、加盟団体規定に基づき加盟する団体より負担金の徴収を行なう。

(負担金の決定)

第2条 負担金は、前年度助成金の額に応じて第3条のとおりとする。

2 負担金の徴収は毎年5月末日までに行う。

(負担金基準)

第3条 負担金は次のとおりとする。

ランク	助成金の範囲	金額
A	11万円以上～12万円未満	24,000 円
B	10万円以上～11万円未満	22,000 円
C	9万円以上～10万円未満	20,000 円
D	8万円以上～9万円未満	18,000 円
E	7万円以上～8万円未満	16,000 円
F	6万円以上～7万円未満	14,000 円
G	5万円以上～6万円未満	12,000 円
H	4万円以上～5万円未満	10,000 円
I	3万円以上～4万円未満	8,000 円
J	2万円以上～3万円未満	6,000 円
K	1万円以上～2万円未満	4,000 円

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総務・財務委員会が定める。

附則 この要綱は、公益財団法人苫小牧市体育協会の設立の登記の日から施行する。